

## 国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

---

### （開催要領）

- 1 日時 令和3年11月29日（月）16:55～17:38
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室等（オンライン会議）
- 3 出席

#### <WG委員>

- 座長 八田 達夫 アジア成長研究所理事長  
大阪大学名誉教授
- 座長代理 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長
- 委員 阿曾沼 元博 医療法人社団混志会社員・理事
- 委員 落合 孝文 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 パートナー弁護士
- 委員 中川 雅之 日本大学経済学部教授
- 委員 本間 正義 西南学院大学経済学部教授
- 委員 八代 尚宏 昭和女子大学グローバルビジネス学部特命教授

#### <関係省庁>

- 稲垣 貴裕 法務省出入国在留管理庁政策課政策調整官

#### <提案者>

- 梅内 淳 仙台市まちづくり政策局長
- 谷口 尚史 仙台市まちづくり政策局プロジェクト推進課長
- 五十嵐 立青 つくば市長
- 鈴木 健嗣 つくば市顧問・スーパーシティ構想アーキテクト  
筑波大学教授
- 森 祐介 つくば市政策イノベーション部長
- 前島 吉亮 つくば市政策イノベーション部科学技術振興課  
スタートアップ推進室長
- 中山 秀之 つくば市政策イノベーション部科学技術振興課  
スマートシティ戦略室長
- 藏 喜義 加賀市政策戦略部長
- 岡田 隆之 加賀市政策戦略部次長
- 東 博暢 加賀市スーパーシティ構想アーキテクト
- 平山 雄太 加賀市スーパーシティ構想アーキテクト

#### <事務局>

- 青木 由行 内閣府地方創生推進事務局長
- 山西 雅一郎 内閣府地方創生推進事務局次長

三浦 聡 内閣府地方創生推進事務局審議官  
黒田 紀幸 内閣府地方創生推進事務局参事官  
喜多 功彦 内閣府地方創生推進事務局参事官

(議事次第)

- 1 開会
  - 2 議事 創業外国人材受入促進のための在留資格の特例
  - 3 閉会
- 

○喜多参事官 ただ今から、国家戦略特区ワーキンググループヒアリングを実施いたします。

本日の議題ですけれども、「創業外国人材受入促進のための在留資格の特例」ということで、法務省、仙台市、加賀市、つくば市にオンラインで御出席いただいております。

本日の資料は全て公開予定で、本日の議事についても公開予定です。

それでは、ここからの議事進行は八田座長をお願いいたします。

○八田座長 本日はお忙しいところを御参加くださりまして、ありがとうございます。

それでは、最初は法務省から各自治体の提案に対する御意見を伺いたいと思います。よろしくをお願いいたします。

○稲垣調整官 法務省出入国在留管理庁の稲垣と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、私から御説明を申し上げたいと思います。

本日は創業人材の関係ということで、主に関係してくるのは「経営・管理」という在留資格かと思えます。この在留資格でございますが、御案内のとおり、本邦で事業の経営ないしは管理を行う方のための在留資格なのですが、誰でもいいというわけではなくて、一定の事業の規模を備えているものについてこの在留資格を認めるということでございまして、2人以上の常勤の職員または資本金の額が500万円以上ということになってございます。この辺は色々経緯もあるのですが、基本的には当然事業ということは何でもいいというわけではなくて、一定の中身ないしは外形を備えているものが必要だということで、国際的に見ても決して過大なものではなくて、必要、相応のものだと考えております。

これまでも国家戦略特区で特例措置を実施しておりますが、この要件自体はそういうものとして維持した上で、それを備えるための環境整備と言いますか、それに至るまでの緩和ということで色々な特例措置をやらせていただいているところでございます。本日、特に中心になるのが平成27年からやっている特区での緩和措置ということで、これも御案内のとおりかと思えますが、6か月ほど先ほど申し上げたような事業の規模の要件を満たすことを猶予する措置でございます。

もう一つ、これも後で話に出てくるかと思いますが、直接は経済産業省の事業になるのですが、平成30年から起業活動の促進事業ということで、特区は6か月なのですが、こちらは最大1年ということで、特区は事業に至るまでがそれなりに確実なものでなければいけないということになっているかと思うのですが、中にはそこに至るまでが結構大変だということで、それにさらに6か月足すような形で合計最大で1年までというものを平成30年からやっているところがございます。こちらは全国でやっているものがございますので、基本的にはある意味で全国展開しているということだと思っておりますが、色々経緯があって両方の措置が残っているところがございます。

時間があまりないと聞いておりますので、早速御提案いただいたものについて、こちらの考えを申し上げさせていただきます。

まず、仙台市から、先ほど申し上げた事業の規模の要件に関して満たすのが難しいケースがあるということで、資本金120万円以上ないしは常勤の職員である場合は1名以上としてほしいという御提案と理解しております。この点につきましては、大変申し訳ないのですが、先ほど申し上げた制度の趣旨もございまして、一定の事業の規模を持ったものをある意味在留資格を与えて保護をしていくような制度で、これは各国大体似たような制度になっているところもございまして、なかなかそれをいきなり変えるのは難しいところだと思っています。今までの先ほど申し上げたような色々な特例措置でもこの辺は必要なものとして御理解いただいた上で、それに至るまでを特例措置でカバーさせていただいているところがございますので、そういうことで種々の制度を利用させていただいた上で対応していただければと我々としては思っているところがございます。

今回の仙台市が挙げていらっしゃる例でも、これは特殊と言いますか、これも特例的な措置なのですが、本邦の大学を卒業した留学生が起業する場合の特例措置のお話だと思います。これは最大2年までということでさらに緩和したような形で、ちょうど1年ぐらい前に始まったのですが、これをやっているところがございます。この制度自体が先ほど申し上げたようにそれなりに要件を備えるのは難しいだろうということ、留学生はさらに活動にも若干制限があるということで一定時間がかかるだろうということで元々始めたものがございますので、それを利用いただきたいというのがこちらの考えです。

もう一つ言うのであれば、入管庁の資料の1ページにお付けしているかと思いますが、これはあまり知られていないところかと思うのですが、入管庁でこれは特区ではなくて全国でやっている措置でございますが、地方自治体が起業支援をされる上でよくインキュベーション施設を提供して、そこに入居していただいて、そこでコンサルティングサービスもやったりとか、そういうものが結構あると思っておりますが、そういう場合は家賃の差額を自治体が持っていたり、あるいはコンサルティング費用なども負担されてという場合、助成されていたりという場合があるかと思うのですが、その場合はその差額を事業の規模要件、先ほど申し上げた500万円というところに一定程度充当というか、みなして算定できるような形、上限は200万円までということにはなっているのですが、そういう措置もございませ

ので、このあたりも可能であれば御利用いただければいいのではないかと考えております。

つくば市の御提案ですが、この特区の創業人材の支援措置で、今は6か月ということではあるのですが、それを上陸後2年以内にしてほしいというお話かと思えます。冒頭にも申し上げたと思うのですが、これはかなり特例的な措置でございまして、当たり前ですけれども、本来、当然法令上は全ての要件を満たした上でないと「経営・管理」という在留資格を付与するというのはできないのですが、それは色々特区で特別な枠組みということで、6か月という非常に近接した一時的な間で、しかも許可の時点で相当程度事業に至るまでの見込み、確からしきがあることを前提にやっている、かなりの特例措置としてやっているものでございます。それが例えば1年や2年になるとかなり前提が変わってくるということがございまして、そもそも別の在留資格の活動みたいにもなるというかなりコアなところでございますので、これを延ばすのはなかなか難しいのではないかと考えております。

こちらもその他の既存の措置でということの御案内にはなるのですが、入管庁資料の3ページに付けていたと思うのですが、特区の措置としてコワーキングスペースに入居されている場合は、一定の条件はありますが、一定程度それでも事業所の確保の要件を満たしているというように扱うという特区の制度もございまして、先ほど申し上げたインキュベーション施設に入居されている場合は最大200万円まで充当できるという制度もございまして、その辺を御活用いただければと思えます。

もう一つ、つくば市のほうで、市内の研究機関等に所属される外国人が企業経営等を行う場合に資格外活動許可を不要としてほしい、いちいち許可を取るのも煩雑であるということかと思うのですが、これもなかなか難しいところでございまして、在留資格制度の本質に関わるところでございまして、別の活動をやるというのを一律何の手続もなくできるようにするというのはコアな部分に触れるところがございまして、恐縮ですが、なかなか難しいかと思っています。

代わりというほどでもないのですが、例えば高度人材ポイント制という制度がございまして、研究者の方なども結構例えばドクターを持っていたり、マスターを持っていたり、色々研究実績があるとなると割と点を取りやすいところがあるのですが、高度人材の認定を受ければ自分の研究していることと関連する事業を経営したりというのができることになっていきますので、そういうことも場合によっては可能なのではないかとと思えますので、その辺は御検討いただければと思えます。

高度人材ポイント制は、もう一つ細かい話にはなるのですが、自治体が支援をして何らかの補助金を付けていたりすると、その支援を受けている企業の外国人についてはさらに加点するというような、これも特区の制度なのですが、そういうものもございまして、御利用いただければと思えます。

最後の加賀市、これも特区の創業活動促進事業の期間を延ばしてほしいというお話かと思えます。これは先ほどのつくば市と同じ話かと思えますので割愛させていただきますが、

できれば今のコワーキングスペースの特例でありますとか、インキュベーション施設の特例措置を御活用いただければと思っております。

以上でございます。

○八田座長 ありがとうございます。

委員の方からコメントを伺う前に、私からクラリフィケーション、クエスチョンをさせていただきたいと思います。この特区のスタートアップビザに関する特例が出来てから後で経済産業省の特定活動が出来たわけですが、経済産業省のほうのビザでは事業所の確保や常勤職員の確保は必要なのですか。

○稲垣調整官 ありがとうございます。

基本的には準備のため、確保というのはこの1年間が終わって「経営・管理」という本来の在留資格に変更される時に満たしていなければいけないものではありますが、経済産業省の特定活動は、例えば最大1年になっていますが、その間に事業の規模に係る要件等を整えることになっていますので、必要なは必要なのですが、それはあくまで最終的に「経営・管理」への在留資格変更時に必要ということです。

○八田座長 そうすると、とにかく経済産業省の特定活動でやって、それから「経営・管理」に変更すればいいということなのですね。最初の特定活動のときには別にお金を置いておくとか、そういう要件は何もないということですね。

○稲垣調整官 その辺は当然何でもいいわけではなくて、それなりの見込みがないといけないので、その辺はちゃんと最終的に確保できる見込みがある、あるいはもちろん事業計画等がしっかりしているというのは当然必要になることかと思えます。

○八田座長 学歴要件はないわけですか。

○稲垣調整官 経済産業省のほうは、学歴要件はなくはないのですが、結構幅広くなっていまして、大学を出ている人であるとか、あるいは当該事業に従事した経験があるとか、色々な要件のうちどれかを満たすことになっています。

○八田座長 なるほど。そこが違いますね。特区の外国人創業活動促進事業のほうは別に大学を出ている必要はないですね。

もう一つ伺いたいことは、日本の大学を卒業した人の場合には既に全国措置として2年の延長を認めているのだとおっしゃったけれども、これはまさに2人以上だとか500万円以上の出資を持つまでの期間を2年間猶予するよということですか。

○稲垣調整官 一言で言うとそういうことになります。

○八田座長 だから、日本の大学を出た人に対しては、そういう学歴要件のある人に対してはかなり余裕を持った規制になっているということなのですね。分かりました。理解いたしました。

それでは、自治体からお話を伺いたいと思います。最初に仙台市、どうぞ。

○梅内局長 仙台市まちづくり政策局長の梅内でございます。よろしく願い申し上げます。

法務省には先ほど御説明いただいた様々な特例などを御検討いただきまして、感謝申し上げます。

一方、本市では東日本大震災以降に市民の社会貢献意識が向上したこともございまして、ソーシャルビジネスなど起業の意欲が増して起業率が向上しております。政令指定都市では現在福岡市に次ぐ第2位を争っている状況でありまして、例えば開業ワンストップセンターなどもこの間お認めいただきましたけれども、こういった起業に向かう動きを支援する施策を様々に取っております。

一方、法務省資料の1ページに特例などもお示しいただきましたけれども、これまで起業の支援策としまして、仙台市としては補助金に頼らない事業展開を目指すといった趣旨から、創業時における助成制度を設けてまいりませんでした。御説明いただいたような手法であっても個人の営業基盤形成に関して自治体が補助金を創設するということですので、外国籍の方というところだけそれでいいのかということを見ると、市民や議会の理解といった点で非常に使いづらい面があるというのが実態だと思っています。御指摘の自治体の補助制度が示しますように、事業者自身が500万円を用意しなくても特例が認められるケースをお認めいただいているところがございますので、当該外国人が営む事業について一定の安定性や継続性が確保されれば、基準緩和の検討をしていただいてもよいのではないかと考え、今回御提案したものでございます。

仙台市の提案でございますが、スーパーシティに関するもので、東北大学との連携に基づくものでございます。本市のスーパーシティ構想は、東北大学のキャンパス内という限定された区域で規制緩和を一括して実施することで当該区域内に「まるごと未来都市」を実現しようとするもので、大学キャンパス内にはユニバーシティ・ハウスがございまして、750人という多くの留学生が居住しております。

東北大学の卒業生は、身分や出自が明らかであります。優秀な外国人卒業生に限って実態に即した要件緩和をお願いしたいと考えております。東北大学と連携して対象者を管理していくことで事業の安定性、継続性を担保するとともに、優秀な学生を海外から招き入れる際の要件を緩和していただいて、さらに起業の志のある優秀な人材を支援してまいりたいと考えているものでございます。

以上でございます。

○八田座長 ありがとうございます。

つくば市、お願いします。

○五十嵐市長 つくば市長の五十嵐でございます。本日もありがとうございます。

今、色々お話をいただきましたが、この期間が6か月である限り、本質的な問題の解決には私どもはつながらないと考えておりまして、実際に先ほどお話のありました経済産業省の外国人起業活動促進事業を活用しているつくば市内のスタートアップ企業にヒアリングをしたのですけれども、猶予期間6か月といっても「経営・管理」ビザの手続は事実上約2～3か月かかりますので、起業準備に十分な期間を充てることができない、決して十

分ではないというお話もありましたので、これは2年への延長を是非行っていただいて、十分な準備期間というのは外国人創業活動を活性化するためには国として必要不可欠なものではないかと考えております。

高度人材のお話がありましたが、高度人材の認定はかなりハードルが高いと考えておりまして、博士号あるいは修士等もありますが、CEOとしての経験、経営年数や年収等もかなりのポイントを持っていないといけない。具体的には大企業の経営者経験者クラスであるとか、自国で完全な実績を上げているとか、そういう人材でない限りそもそも認定が難しいものですので、おそらく政府が目指している方向性の実現にはこの緩和を必要としていると思っています。

資格外活動についても同様でして、つくば市は2万人の研究者を有しておりまして、最近では台湾のTSMCなどが研究拠点を置くなど海外の企業にも非常に注目をされていますが、外国人の迅速な創業活動を支援する環境を整えるためにはこの資格外活動許可をなくしていく、そういった取組をすることによって初めて、所期の目的が達成されると考えておりますので、是非先ほどの高度人材の認定が非常に厳しいということも含めて今回の緩和をお願いしたいと考えております。

以上でございます。

○八田座長 ありがとうございます。

それでは、加賀市、お願いいたします。

○平山アーキテクト 加賀市のアーキテクトを務めています、平山でございます。

本日、私は福岡市でスタートアップビザをずっと実務家としてやってきましたので、その経験も踏まえてお話しさせていただければと思います。

先ほど御説明のあった経済産業省の制度と比較した場合なのですけれども、実は今、福岡市でどういうことが起きているかということ、まずスタートアップビザの適用者はいわゆるエンジニアがスタートアップをする場合ではなくて、過去にシリアルアントレプレナーと言いますか、起業を既にしている方とか、簡単に言いますとお金のある人、最初から500万円の要件を満たせる人、主にこういった方々を対象にスタートアップビザの制度を適用しているのが現状です。

では、たまたま福岡に来ていた例えばエンジニアみたいな方が福岡市で起業しようと思ったときにどういう制度を使うかということ、経済産業省のほうの制度をお勧めするわけですけれども、これは実は裏がありまして、先ほどお話のあったコワーキングスペースでもオーケーになったのは今回の6か月の特区のスタートアップビザなのですが、経済産業省のほうだと基本的には個室の要件が残ってしまっていて、個室の要件が残っていますと結局500万円の資本金を積んで、日本の場合は保証金など非常に法人のスペースを借りるのは大変なわけですけれども、こういった部分まで全てやらないといけないということで、ある意味、お金のない人がよりハードルの高い交渉をしていたり、お金がある人たちは6か月という期間の中で収まるのでいいのですけれども、そういった現状が実際にあるのが現実で

すと。

ですから、最低でも1年間に延長するというのは、これはやっていただくのはなかなか難しいというのは、福岡市の場合、私は結構地銀と交渉して、6か月以内の場合でも銀行口座が作れるようにルールを改めていただいたのですけれども、他の地域においては在留期間が残り6か月未満だと銀行口座を作れないという課題があるはずで、そういった意味においても、まず1年未満という状態で在留資格があってもなかなかスタートアップのチャレンジもできませんし、外国人の生活基盤を整えてから資金調達まで含めていくと2年間ぐらいは必ず必要ではないかと。

ちなみに、実際にグーグルなどで例えば「スタートアップ インキュベーション ピリオド」などと検索しますと、大体6か月から18か月はかかるよということが一般的な期間として定められているのと、Station Fという世界で最も大きなインキュベーション施設、フランスのパリにある施設ですけれども、これも2年間の定めがあります。実際に東京大学のインキュベーション施設の期間を見ても2年から3年ぐらいはられるような制度になっていまして、何を意味するかというと、起業するだけであれば簡単なのですけれども、500万円積み増すところまでやろうと思うと資金調達は必要になってきますので、そうすると2年は必要ではないかというのが私の経験も踏まえた意見でございます。

そういったことをかんがみまして、加賀市としましては、ただやみくもに2年にしてくれと言っているわけではなくて、あくまで自治体が運営するコワーキング施設への入居ですね。これが条件であれば少なくとも外国人が仕事をしているのか仕事をしていないのかが確認できますし、また、銀行口座をきちんと作っていただくことときちんと住居があること、この3要件を満たした外国人に関してはある程度自治体でコントロールできますので、そういった方々においては例えば2年間、500万円たまるまでしっかり面倒を見る期間を猶予いただけないかというのが提案でございます。

以上です。

○八田座長 ありがとうございます。

今の加賀市に関して質問ですけれども、学歴要件はあるのですか。エンジニアとかそういうことをお考えになっているということでしたが。

○平山アーキテクト 加賀市においては、今は学歴要件を設けようとはしていないのですが、福岡市においては学歴要件はあったかと思います。

○八田座長 実質的にそういうタイプの人なのですね。エンジニアのような学歴のある程度ある人なわけですね。

○平山アーキテクト 誰でも彼でもいいというわけではもちろんないと思っていまして、そこは人間性を含めて判断していきたいと思っています。

○八田座長 分かりました。ありがとうございます。

それでは、各市からの御意見は出ましたので、ここから委員から御意見を伺います。

落合委員、どうぞ。

○落合委員 法務省、また各自治体の皆様、御説明をありがとうございます。

今回の提案の肝は、スタートアップをしっかりと誘致してスタートアップの新規の事業を創出できるようにすることを目指されているということです。諸外国の中ですと日本のイノベーションであったり、スタートアップの施策は必ずしも評価されていない面があります。事業も含めて日本はなかなか良い方が来てくれない状況にありますので、条件が良くないと、諸外国と同じでははっきり言うと優秀な人材には避けられる可能性がある状況だと認識しております。少なくとも条件だけはそれなりに良い形にしないとなかなか良い方が来てくれない状況になっているかと思っております。

その中で、例えば、つくば市からおっしゃっていただいた外国人の創業者になる方はかなりポイントがないといけないというお話がありました。これについては加賀市の平山アーキテクトからも同じようなお話があったのかと思います。法務省から御説明いただいた中で、他のものを活用できるのではないかというのについては、経済産業省の個室要件でより一層お金がかかってしまう話も含めて、なかなか十分に活用できない状況があると思っております。

そうすると、事業がどういう形でできるのかという一定の保証ができるような場合に段階的に延長していくとか、そういったことをお考えいただくのが非常に重要なのではないかと思っております。仙台市の場合ですと自治体と大学が併せて身分保証や事業内容をとということでしたし、加賀市の場合でも自治体が面倒を見てというお話でした。それぞれの自治体において自治体や大学が連携して一定の管理を行う中で、かつ例えば何らかの要件を付加することも含めて行っていく場合には、例えば6か月ごとにそれを延長していった上限を2年までに認めていくことがあるのではないのでしょうか。500万円の点についても諸外国と同様というお話はありますが、500万円を集めるということは、普通に労働して6か月で働いて集めるというのは日本国内の今の賃金の状況を踏まえるとあまり現実的ではないと思います。そうすると、どうやって調達するかということになると、基本的には資金調達で、少なくともエンゼル投資家をつかまえてきて事業計画に対して投資できる程度の蓋然性を持たせないといけないということになります。

日本人の中でも、シリアルアントレプレナーであれば6か月でできるかもしれませんがけれども、一般の起業家はそういうスピードではできない。ただ、シリアルアントレプレナーに限らない起業家層を増やそうというのが日本でやらないといけないことですので、こういった点を踏まえて、それぞれの要件について一定の条件を付けて各自治体や大学が保証していただくのを前提に緩和を御検討いただけないかと思っております。

以上です。

○八田座長 他にはございますか。

今のところで私がよく分からないのは、先ほどおっしゃったのは、日本の大学を卒業した場合には一般則として2年の延長を認めているのでしょうか。だから、大学を卒業した人の場合には大丈夫なのではないですか。先ほど法務省がおっしゃったのは、無条件で何も

要件なしに日本に来る人には500万円とこの条件を付けるけれども、日本の大学を出た人については2年間猶予を見ているとおっしゃったと思うのですが、それはそのとおりの理解でいいのですね。

○稲垣調整官 法務省でございます。

基本的にはおっしゃるとおりなのですが、大学も実はどこでもいいというわけではなくて一定の要件をかけていまして、平たく言えば優秀な留学生の受入れに意欲的に取り組んでいる大学としていまして、どこでもいいというわけではないです。東北大学はもちろん入っています。

○八田座長 分かりました。

加賀市の平山アーキテクトはエンジニアが福岡市では主体だったとおっしゃっていたのですが、そういう人は割といい大学を出ているわけでしょう。

○平山アーキテクト 大学は大卒のケースがほとんどではありました。

○八田座長 そうすると、そういう方には今の法務省が言われたものを使えば2年間は大丈夫なのではないですか。

○平山アーキテクト ただ、外国人で日本の大学を卒業していない方は、特定活動ビザは当然出ませんので、日本の大学を出た外国人に関してはそうなのですけれども、外国の大学を出た方は別にそこは適用されるものではないのです。

○八田座長 分かりました。日本の大学を出た方にはそれが適用されると。そうすると、先ほどの仙台市の東北大学の方などはそれでカバーできるのではないですか。

○梅内局長 東北大学についてはそういった部分だと思いますけれども、私どもは金額の議論でございます。先ほどおっしゃったように半年間ではなかなか資金を500万円集めるのが大変だと言われており、それを2年に延長していく中で集めてくれということなのですが、一定の大学と市のほうで管理できる場合に限って自ら集める金額を少し落としていくようなことをお願いできないかということでございます。

○八田座長 でも、2年あるわけだから、1年250万円ですから、そんなにめちゃくちゃな要件でもないような気がするけれどもね。見込みがあればお金を借りてくることもできるはずだしね。

他に委員の方の御意見はございませんでしょうか。

中川委員、どうぞ。

○中川委員 今の議論をお伺いして、できるのかとも思うのですが、法務省のおっしゃる500万円、2人というのが国際的な相場だというお話なのですが、それは一つの理屈だとは思いますが、そんなにすごく事業の安定性、堅実性といったものを保証するエビデンスに本当になっているのかというのはやや首をかしげる部分があって、例えばスタートアップなどはITなどが非常に多いと思いますけれども、産業小分類で情報通信管理業に属するようなものは5人以下の企業だったら資本500万円以下のところが50%から60%ぐらい占めている状況ですから、スタートアップだけではなくてずっとやっているような

企業の平均が50%とか60%みたいな話ですから、一律に500万円という基準や2人という基準をスタートアップする産業に全然かわらずに決めてしまうのは、少し乱暴な話のような気がするのです。

ですから、ITなどを考えた場合に500万円の資本金が最初から本当に要るのかといった場合に、そうでもないような気もするので、事業の安定性や堅実性を考えたときに、東北大学や平山アーキテクトがおっしゃっているような、あるいはつくば市がおっしゃっているような学歴や能力といったものは、500万円や2人の従業者など、そういったものを代替する能力などを何らか認定した場合には、一律500万円はやや乱暴な話だという印象を私は持っているのです、それを緩和することはあってもいいのではないかと思います。

私からは以上です。

○八田座長 ありがとうございます。

他に御意見はありませんか。

私も実は全く学歴要件なしに外国からこのビザならば誰でも来てもいいですよというときの条件と、ある程度の学歴がある人の条件と、さらには日本のかなり優れた大学を出た人の条件と、全部違っているのではないかと思います。何もなしにただやってくる人がすごく低いハードルでいくらでも来てちょうだいということになるととんでもないことになってしまうから、それは500万円や2人などで私はある程度いいと思うのですが、学歴要件がある場合にはここは工夫の余地があるし、先ほど自治体での実際の経験のある方々がおっしゃったようなことを考慮に入れてやってみるということがあっていいのではないかと思います。それが全国で最初からやるのが難しいのならばまず特区でやってはどうかと思います。

落合委員、どうぞ。

○落合委員 補足で、スタートアップということなので最初から必ずしもたくさんの人を雇ってという形のビジネスにはどうしてもなりにくいところがあります。資金調達をしたとしても最初は赤字が立っているビジネスが普通で、例えばアマゾンも上場した後しばらくはずっと赤字を続けている状況でした。人をなるべくたくさん雇わないようにするだけか、資金についても結構潤沢にずっと持っているわけではないというのは、これは日本国内でも海外で成長するスタートアップでも共通して起こってくることであります。形式的参入要件が高いと厳しくなるというのは一般的にあることだと思いますので、例えばこういった点を仙台市でも捉えられて、500万円の話でも厳しいのではないかとということをおっしゃっていただいたのだと思います。仮に要件を今のままやるにしても準備期間が必要だというのは、加賀市、つくば市もおっしゃっていただいたとおりだと思いますので、是非それぞれの論点について、スタートアップにおいてどういう形でのビジネスがされているのかも踏まえながら御検討いただければと思います。

○八田座長 先ほど平山アーキテクトから伺ったお話で非常に重要だと思ったことがあります。特区の制度以前は、「経営・管理」でビザを取ろうとすると来日以前に預金をちゃ

んと500万円をそろえて日本の預金通帳に入れることを義務付けていた。しかし、来日しなければ銀行口座が出来ないのだから始めから無理ではないかというので、口座が出来る期間として6か月ということでやったわけです。それはその時点では良かったと思うのです。しかしその後、銀行口座の開設の基準が厳しくなって、平山アーキテクトが先ほどおっしゃったように1年だけでは開設してくれない事例があるということですね。そうすると、そのことは考慮すべきなのではないかと思います。元々の趣旨からいって銀行口座開設のための時期を作るということでしたから、それが出来る時期を作らなければ500万円の証明ができないのではないかということがあると思います。

落合委員、どうぞ。

○落合委員 座長におっしゃっていただいた点は、マネーロンダリングの対策もFATFのほうの対日審査の関係で重視されてきている中で、なかなか日本の地方銀行ですと海外での活動の状況などまで集めるのは難しいと思います。どうしても日本の中で入ってきた状況となりがちだというのは、それが福岡市のほうで何とか自治体も交えてやっていただいて、少し進んだ部分はあったということなのだと思うのですが、環境としてはより厳しくなる方向にありますので、この部分は、口座はどうしてもすぐにそれを作るの自体が難しいというのは、今後もより厳しくなっていくという前提で見て御検討いただきたいとは思いますが。

○八田座長 そうすると、今のお話、私どもからの意見としては、元来のスタートアップビザが学歴要件なしにやっている場合にこれだけの条件を付けているのはやむを得ないのだけれども、例えば既に日本の優秀な大学を出た人には2年間の猶予を与えるという考慮をしているわけだから、そのような同じ考慮を日本の大学を出た人に対しても額についてもやるし、先ほどお話があったように、今の新規の事業はそんなに人間がたくさん要るわけではない、特にお金をたくさん最初に必要とするような装置産業であるわけでもないし、オフィスも借りられるわけだから、日本の大学を出た人はいいではないかという主張には説得力があります。さらに平山アーキテクトがおっしゃったように、日本の大学を出なくてもそれなりにきちんと事業意欲も明確で、しかも学歴の要件が外国でもってある、そういう人については期間の余裕を持たせることを検討していただけないだろうかということだと思いますので、御検討いただきたいと思います。

時間がなくなってしまったのですが、もし一言でも法務省からコメントがございましたらお願いいたします。

○稲垣調整官 ありがとうございます。

この制度はすごく複雑で、大きく分けても特区のほうと経済産業省でそれぞれ違って、経済産業省のほうは既にもう期間が最大1年になっていまして、しかも全国でやっているということもあって、色々議論を聞いていて、どちらのほうの話なのか若干分かりにくいところもあって、なかなかそこら辺の整理が必要かと思っております。

一言最後に申し上げさせていただきますと、冒頭にも申し上げましたが、特区はあくま

で在留資格は「経営・管理」に既になっている、若干フライングぎみなのですが、6か月先に与えていると。ただ、経済産業省、あるいは我々の最近やった2年間の大学卒業のほうは「特定活動」という全然違う在留資格でやっていますので、そこはかなり性質が違うということだけ念頭に置いていただければと思います。「経営・管理」のほうはまさに経営を全部要件を満たしてやっているというのが本来の姿でございますので、そこは縛りがあることだけ御理解をいただければと思います。

○八田座長 特定活動のほうの色々な規制緩和をやることももう一つのオプションであるかもしれないですね。

○稲垣調整官 そこはすぐには申し上げられませんが、「経営・管理」は難しい問題があるということだけ。

○八田座長 とにかく実質的にこれがうまく行くような御検討をお願いしたいと思います。それでは、どうもお忙しいところをありがとうございました。これで閉会いたします。